本校の生活指導について

大阪府立淀商業高等学校生活指導部

本校は、商業科と福祉ボランティア科を設置する全日制高校です。生徒は月曜から金曜まで毎日学校に通い、6時間から8時間を校内で過ごします。ここでの過ごし方が、生活リズムを作ります。いいリズムが作れると、3年間を通しての学習の積み重ねは、大きな成果となり、部活動での鍛錬は人としての成長を促します。

本校は専門教科を学び、職業教育を受けることを目的とした学校です。近年は卒業後すぐには 就職せず、専門学校や大学に進学する生徒も増えましたが、その場合でも、将来の就職を念頭に 置いての進路選択であることに変わりありません。ましてや卒業後就職する半数以上の生徒にとっ ては、高校の3年間で、社会人として必要な基礎教養と専門教養とをきちんと身につけていること が、就活に有利に働きます。そのために本校の授業で多くのことを学んでもらわなければならない と考えています。

また、就職試験ではもちろんのこと、昨今では大学入試でも面接を課される子も増えています。面接では、身だしなみや言葉遣いなど出会ったときの印象が、評価に影響を与えることも少なくありません。本校では、生徒たちが学校生活を通して正しい身だしなみや言葉遣いを身につけ、ルールを守れる社会人となれるよう生活指導に取り組んでいます。

生活指導は、注意する人がいなくても、正しい行動ができるような心を育てることだと考えています。そんな心を持つ生徒たちの学校だという評判が地域に広まり、みんなが胸を張れる学校でありたいと思っています。そのために本校では次のようなルールで、生徒指導を行っています。

①頭髪指導について

「ここの生徒さんは、まじめな子が多いのですね。髪を染めている子がいません」。学校説明会などで、中学生の保護者の方から時折漏れ聞こえる本校の印象の一つです。多様性と個性尊重が謳われる時代ですが、社会が安心して認めるのは、依然として清楚で健康な学生像です。その一つの表れとして、本校では自然な黒髪で高校時代を過ごすことを生徒に求めています。染色による変色はもちろんのこと、アイロン等の熱で焼けて傷んだ髪色にも改善の指導を行います。方法はカットによるか、黒染めとなります。お金はかかりますが美容院等での改善を勧めています。また、ご承知のように、黒染めは早くて一ヶ月、長くて三、四ヶ月で、赤みがかってきます。その段階で再度改善指導を行います。

他に、パーマや側頭部や後頭部にかけての極端な刈り上げやそり込み、ワックス等で髪を固める 加工を禁止しています。

②遅刻指導について

遅刻は、学校生活につまずく最初の兆候です。そのため、一度目の遅刻から指導を行っています。指導は遅刻当日の放課後に反省文指導となり、遅刻回数が重なる場合は、早朝登校指導等も命じます。期間内に遅刻が10回を超えてやまない場合は、保護者にも学校へお越しいただき、生活指導部から今後の登校計画等のご相談をさせていただくことになります。

病気・ケガ・事故等による遅刻には、もちろん一定の配慮をして遅刻指導を行わない場合もあり

ますが、健康管理の範囲内で回避できたであろう遅刻には、指導を行っていきます。

③装身具、化粧に対する指導について

ピアス・ネックレス・指輪・腕輪等の装身具を付けて登校することはできません。発見した場合当日の預かりと反省文指導を行います。化粧も関心が強くなる年頃ではありますが、化粧をして登校することも認めておりません。違反があった場合には用意しております化粧落としで拭き取っていただきます。アイテープ・アイプチ・アイシャドウの類いも禁止しています。その場で外せないものについては翌朝改善を確認いたします。

④服装指導について

本校指定の制服をお求めください。スカートの丈を短くするなどの変形加工を行った場合は、すぐに直していただきます。直せない場合は再購入をお願いいたします。

手袋・マフラー・コートといった防寒着は指定していませんが、校内での着用はできません。また防寒着は必ず制服ブレザーの上に着用しなければなりません。誤った着用をしていた場合は、当日の預かりと反省文指導を行います。

⑤携帯指導について

校内での携帯使用を禁止しています。登校時に電源を切ってカバンにしまう決まりです。校内で使用あるいは所持が発見された場合は、放課後まで預かり、反省文指導の後、返却されます。また、校内で使用しないことを目的とした預かり指導も行います。携帯は現在では生活必需品ともなっていますが、ネット上でのトラブルが後を絶ちません。ゲームや不適切サイトなど学習環境に無用の誘惑も多く、校内で自由に使うことは許可できません。

生徒の中には誘惑に負けて、校内使用をする者も出ていることから、カバンから出していた場合には、使用不使用にかかわらず、指導を行っています。

⑥自転車指導について

軽微なものも含めると年間20件近くの登下校中の交通事故・交通トラブルが発生しています。その大半が自転車通学者によるものです。自転車保険への加入や雨天のカッパ着用など条例に定められたことはもちろん、走行中のマナーについても注意喚起と指導を行っています。特に二人乗りには、その危険性もかんがみ厳しい指導を行っています。

自転車通学は許可制(半径1キロ圏内不可)であり、許可された自転車には本校指定のステッカーを貼って頂きます。

⑦懲戒処分について

学校教育法II条に「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」とあります。ここで言う「文部科学大臣の定めるところ」とは省令の「学校教育法施行規則」26条2の「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う」を言い、本校においても、生徒の問題行動に対し、反省を促し生活の改善をはかるために、これらの「法的効果を伴う懲戒」処分を行うことがあります。

この懲戒処分は、時に生徒の学習権を制限するものですから、本校においても校長による指導 内容決定に至るまで、慎重な審議を行います。

また①から⑥で述べたような、いわゆる「法的効果を伴わない懲戒」は、教育上の必要から校長や教員が生徒を叱責する行為ですが、これも度重なれば、「法的効果を伴う懲戒」処分となります。

原則として懲戒処分は、本人と保護者の理解を得ながら、学校の支援のもとで、学校生活を再開 できるようはかっていく、教育的配慮に基づく指導であることをご理解ください。

はじめに申しあげましたとおり、本校は職業教育を行い、社会に通用する有為な人材の育成をめざしています。具体的には、静かな教室で十分に勉強ができて、誰もが安心して通える学校であり続けたいと思っています。そのために個人の自由を制限して、集団のルールを優先させることもあります。

しかし、やみくもに生徒にルールを押しつけるのではなく、それぞれの生徒が置かれた様々な状況 や、時代と共に変化する社会の考え方も反映しながら、指導を行って参ります。

又本校には外国籍の方を保護者に持つ生徒や、外国文化の中で育った生徒も在籍しています。 この生徒達に日本の文化に根ざす価値観を一方的に押しつけることはフェアではなく、学校ルールの適用には、一定の配慮が必要であると考えています。

本校の生活指導になにとぞご理解をたまわりますようお願い申しあげます。

なお、ここにご案内した「本校の生活指導について」は様々な校内事情・諸条件のもとに改訂されることがあります。